

令和3年11月 下田市教育委員会定例会 会議録

令和3年11月26日（金）13時30分下田市教育委員会定例会を下田市立中央公民館2階大会議室に召集した。

出席委員は次のとおりである。

佐々木 文夫	教育長
田中 とし子	委員
渡邊 亮治	委員
西堀 政幸	委員
天野 美香	委員

委員以外に出席した者は次のとおりである。

糸賀 浩	学校教育課長
平川 博巳	生涯学習課長
土屋 大祐	学校教育課 参事
鈴木 芳紀	生涯学習課 課長補佐
土屋 仁	学校教育課 課長補佐
内田 陽久	学校教育課 子ども育成係長
原 隆史	学校教育課 学校教育係長
金守 俊彦	生涯学習課 社会教育係長
澤地 彩	生涯学習課 図書係長

本会議録調製者は次のとおりである。

土屋 仁	学校教育課 課長補佐
------	------------

1 開会

13時30分教育長開会を宣す。

教育長 12月13日付けで、天野委員の任期が満了となる。天野委員には、再任の承諾をいただいております、12月1日開会の市議会12月定例会に教育委員会委員の任命についての人事案件を提出する。11月19日に開催した市議会全員協議会において報告した。

次に、令和3年度（令和2年度実績事業）下田市教育委員会自己点検・評価報告書が完成したので配布する。報告書は市議会に提出するとともにホームページ上で公開する。

2 会議録署名人選出

会議録署名人に西堀 政幸 委員を選出。

3 10月定例会会議録承認

事務局より資料に基づき説明、承認。

4 教育長報告事項

11月事業報告及び12月事業計画について、学校教育課参事、生涯学習課長から資料に基づき説明。

教育長

新聞記事を参考に何点か報告する。

まず、10月19日には、米フレンド下田という有志の皆さんから、認定こども園、下田保育所、下田幼稚園等に収穫した新米の寄贈をいただいた。米フレンド下田からは、毎年寄贈をいただいております今回で6年目となる。

次に絵本作家の鈴木まもる氏から新作絵本「せんろはつづく にほんいっしゅう」の寄贈をいただいた。鈴木氏からは新作が出版される度に寄贈をいただき、本年は3回目となる。

10月20日、27日に静岡県市町対抗駅伝競走大会に向けてタイムトライアルを行い、選手が決定した。選手名も新聞記事に掲載されているため、後ほどご覧いただきたい。

駅伝練習については、一昨年までは激励の意味も含め、委員の皆さんに見学をしていただいたが、今年度についても新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、呼びかけはしなかった。

また、当日沿道での応援も自粛となっているため、テレビ観戦で応援いただきたい。

10月30日には子供・若者育成支援強調月間静岡大会が市民文化会館で開催され、田中委員、天野委員には出席いただき、感謝申し上げます。内容については、記事を確認いただきたい。

次に、子供・若者育成支援強調月間の一環として、7小学校で挨拶運動を行った。メイン会場となった稲生沢小学校には、青少年健全育成連絡協議会、下田警察署、保護司会等に参加いただいた。

夕方にはスーパー4店舗で、補導員の皆さんで啓発活動を行っていただいた。

11月11日には未来の下田創造プロジェクト会議を開催し、下田高校からも石田校長を始め5人の先生方、また、市職員にも参加いただき、メンバーを拡大して実施した。内容については、後ほど確認いただきたい。

11月12日には、下田幼稚園、下田認定こども園、下田保育所の公立3園と私立稲生沢認定こども園の4園の5歳児交流が行われた。公立と民間の交流は、初めての試みであったが、子供達は楽しく交流を行った旨の記事が掲載された。

先ほど学校教育課から報告があったように、11月16日には、下田市制50周年記念事業の一環として、白浜小学校がニューポート市との交流について発表を行った。

新聞記者も来ていただいていたが、まだ記事としては紹介されてはいないが、今後に掲載されるものと思われる。

教育委員の皆さんには1月14日の50周年記念式典の案内は届いているのか。

田中委員

今日届いた。

教育長

田中委員は実行委員会の職務代理者として案内があったのかも知れない。企画課が所管している事業であるため、どのような方に案内を送付したのか承知していないが、小中の校長、幼稚園・保育所・認定子ども園の園長には案内が届いているとの話を聞いている。

委員の皆さんにも案内が届くと思われるので、ご承知おきをお願いしたい。

11月17日には下田市寿大学が開催され、アイザワ証券の地域貢献の一環として終活の知識についてのお話をしていただいた。

先ほど報告があったが、11月18日に市制施行50周年事業の一環として、下田幼稚園において、絵本作家の鈴木まもる先生を講師に迎え、「みらいのしもだ」をテーマに大木、キンメダイの下絵を描いていただき、子ども達が手形を押して作品を作成した。

この作品については、記念式典が開催される1月14日には市民文化会館で展示されるが、12月24日から1月10までの間も市民文化会館に展示されるため、時間があれば見学いただきたい。

11月19日には第22回静岡縣市町対抗駅伝の結団式を開催した。

11月20日には、県教委主催の未来を切り拓くDream授業・賀茂版が賀茂地域の中学1・2年生を対象に下田総合庁舎で開催された。

30人の応募があり、当日参加は28人であったが、そのうち16人が市内4中学校から参加した。

下田市からは、日本サーフィン連盟理事長でサーフショップを経営する酒井氏に講師をお願いし、話を聞くことが出来た。内容については、後ほど確認いただきたい。

最後に、河津町教育委員会が主催した「伊豆の踊子」読書感想文コンクールにおいて、市教育委員会生涯学習課の溪口主事が最優秀賞を受賞した旨の記事が掲載されたため紹介する。

新型コロナウイルスも大分治まってきた状況で、子ども達も授業やイベントで校外に出たりするなど、生き生きしている感じを受けている。

報告は以上であるが、意見・質問はいかがか。

全委員

特になし。

教育長

教育長報告事項は承認するものとする。

5 議事

(1) 報第 13 号 専決処分の承認を求めることについて

専第 13 号 令和 3 年度下田市一般会計補正予算（第 11 号）教育委員会

教育長 報第 13 号 専決処分の承認を求めることについて、専第 13 号下田市一般会計補正予算（第 10 号）教育委員会について事務局の説明をお願いします。

学校教育課長 報第 13 号専決処分の承認を求めることについて、下田市教育委員会教育長に対する事務委任規則第 2 条の規定に基づき、専第 13 号令和 3 年度下田市一般会計補正予算（第 10 号）教育委員会を別紙のとおり専決したので承認を求めるもの。

令和 3 年 11 月 18 日に開催された下田市議会臨時会に令和 3 年度下田市一般会計補正予算（第 10 号）教育委員会 を別紙のとおり提出した。

教育委員会関係の予算については、事項別明細書に基づき説明する。

歳出の部、3 款 3 項 3 目保育所費 1550 公立保育所管理運営事業下田保育所エアコン設置工事（感染症対策分）1,300 千円の増額は、現在 1 歳児保育室で行っている早朝夕方の混合保育を感染予防対策として多目的室で行うため、新たにエアコンを設置する。

6 目放課後児童対策費 1452 放課後児童対策事業は、2,200 千円の増額で、稲生沢小学校放課後児童クラブエアコン設置工事（感染症対策分）1,200 千円は、エアコン 1 基を増設する。

稲生沢小学校放課後児童クラブトイレ改修工事（感染症対策分）1,000 千円は、感染予防対策として、トイレ 2 か所の洋式化を行う。

生涯学習課長 9 款 5 項 6 目図書館費 6600 図書館管理運営事業 835 千円の増額は、図書等（感染症対策分）で、自宅での読書時間を充実させるため、高齢者・障害者向けに大活字本、点字図書、オーディオブック、ピクトグラムなどで書かれた LL ブックなどを購入する。

6602 図書館 OA 化推進化事業 40 千円の増額は、図書マークの作成業務委託料。

6 項 1 目保健体育費 6701 社会体育活動推進事業 4,810 千円の増額は、コロナ禍の新しい生活様式を踏まえ、オンラインを活用した運動教室、新たなトレーニングを普及・推進するための環境整備事業、アウトドアスポーツを活かした新しい旅行スタイル実現のための環境整備事業、子どもの運動機会の創出のためのウォータースポーツの普及・推進のための環境整備事業の 3 事業を実施する。

消耗品費は 1,100 千円で、オンライン接続機器類、子供用のウエットスーツ、折り畳み自転車スタンド等を購入する。

委託料 1,155 千円は、5 名以上 2 泊 3 日以上スポーツ合宿を対象に、1 団体の上限額 300 千円、1 泊につき 1 人当たり 1/2 以内、上限 3,000 円を補助する。

備品購入費 2,555 千円は、スマートバイク、カヤック、ランニングマシン、海上ブイ及びアンカー・ロープなどの付属品を購入する。

6 項 3 目下田市民スポーツセンター管理運営費 6752 下田市民スポーツセンター

管理運営事業 1,000 千円の増額は、管理用備品(感染症対策分)として、気化式冷風機 2 台と、空気循環式紫外線清浄機 1 台を購入する。

今回の生涯学習課分の補正額 6,685 千円に対する特定財源として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 1,800 千円を充当している。

教育長 事務局から説明があったが質疑等はいかがか。

全委員 特になし。

教育長 報第 13 号専決処分の承認を求めることについて、専第 13 号令和 3 年度下田市一般会計補正予算(第 10 号)教育委員会は原案のとおり承認するものとする。

(2) 議第 42 号 市議会の議決を経るべき議案の原案の決定について

(下田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について)

教育長 議第 42 号市議会の議決を経るべき議案の原案の決定について、下田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、事務局の説明をお願いします。

学校教育課長 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定により、下田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めることについて教育委員会の意見を求める。

提案理由については、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴い所要の改正を行うもの。

改正の概要は、国の基準の一部改正により、家庭的保育事業者等の業務負担軽減を図る観点から、事業者等による諸記録の作成、保存等について電磁的方法による対応も可能とする改正を行うもので、改正内容については、新旧対照表で説明する。

目次の第 5 章の次に第 6 章雑則を加え、本則に第 6 章雑則、第 49 条電子的記録を追加し、家庭的保育事業者等が作成・保存等を行うもので、書面で行うことが規定又は想定されているものについて、電磁的記録により行うことが出来る旨の規定を追加する。

附則については、この条例は公布の日から施行するものとする。

教育長 事務局から説明があったが、質疑等いかがか。

田中委員 家庭的保育事業等とは具体的にどのような事業であるのか。

学校教育課長 原則満 3 歳未満の保育を必要とする乳幼児を対象とする保育事業で、定員や実施

場所により家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業の4事業に分類されており、現在市内には家庭的保育事業等は存在しない。

教育長 他に質疑はいかがか。

全委員 なし。

教育長 それでは、議第42号市議会の議決を経るべき議案の原案の決定について、下田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり承認するものとする。

(3) 議第43号 市議会の議決を経るべき議案の原案の決定について
(下田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について)

教育長 議第43号市議会の議決を経るべき議案の原案の決定について、下田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、事務局の説明をお願いします。

学校教育課長 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、下田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定を別紙のとおり定めることについて教育委員会の意見を求める。

提案理由については、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども子育て支援施設等の運営に関する基準の改正に伴い所要の改正を行うもの。

改正の概要については、保育所等を利用する保護者の利便性向上、保育所等の事業者の業務負担軽減を図る観点から、事業者等による諸記録の作成、保存等及び事業者による保護者への説明等のうち、書面で行うもの又は書面で行うことが想定されるものについて電磁的方法による対応も可能とされたことに伴い、国の基準に準じて改正する。

具体的な例として、事業者が作成・保存する、職員や収支、利用児童の処遇等に関する文書・書類について、書面等により保存することとされていたものについて、書面等の内容をパソコン等のハードディスク等にデータで保存することを可能とする、また、これまで、事業者と保護者との手続きにおいて書面による同意の確認が必要とされていたものについて、メール等による同意の確認も可能とする。

改正の内容については、新旧対照表で説明する。

目次に第4章雑則を加え、第5条第2項から第6項までは、特定教育保育施設の内容等の保護者への説明に際し、文書の交付に代えて電磁的方法により提供することができる規定であり、新たに追加する第53条に包括されるため削るもの。

第15条第1項第2項は、認定子ども園法の改正による項ずれ、第37条は、家庭

的保育事業等の設備及び運営に関する基準を以下省令と定義する。

第 42 条第 6 項は、第 37 条と同様の改正、本則に第 4 章雑則を加え、第 53 条、電磁的記録等として、改正前の第 5 条に規定されていた、文書の交付に代えて電磁的方法により提供することができる旨の規定に加え、保育所等の事業者が作成、保存を行うものや保育所等と保護者との手続き等に関係するもので、この条例の規定において書面で行うことが想定又は規定されるものについて、電磁的記録等により行うことができる旨を追加する。

附則については、この条例は公布の日から施行するものとする。

教育長 質疑等いかがか。

全委員 特になし。

教育長 それでは、議第 42 号市議会の議決を経るべき議案の原案の決定について、下田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、は原案のとおり承認するものとする。

(4) 議第 44 号 市議会の議決を経るべき議案の原案の決定について
(令和 3 年度下田市一般会計補正予算 (第 11 号) 教育委員会)

教育長 議第 44 号市議会の議決を経るべき議案の原案の決定について、令和 3 年度下田市一般会計補正予算 (第 11 号) 教育委員会について、事務局の説明をお願いします。

学校教育課長 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定により、令和 3 年度下田市一般会計補正予算 (第 11 号) 教育委員会を別紙のとおり定めることについて教育委員会の意見を求める。

まず、学校教育課所管予算について説明する。

債務負担行為の追加は、浄化槽保守点検等業務委託料で、期間は令和 3 年度から令和 4 年度までとし、限度額は事業予定額 8,576 千円の範囲内で浄化槽保守点検等業務を委託する旨の契約を令和 3 年度において締結し、令和 4 年度において支払うもの。

次に歳入について説明する。

13 款 2 項 1 目 2 節児童福祉費負担金は、641 千円の減額で、公立保育所利用者負担金 525 千円の減額、民間保育所利用者負担金 2,242 千円の増額、認定こども園利用者負担金 2,358 千円の減額は、利用者負担額の算定替え等によるもの。

15 款 1 項 1 目 4 節児童福祉費負担金子どものための教育・保育給付費負担金 12,306 千円の増額は、民間保育所・地域型保育所の運営費に対する国庫負担金の増額で補助率の改正及び入所児童数の増によるもの。

15 款 2 項 2 目 2 節児童福祉費補助金のうち子ども・子育て支援交付金 319 千円

の増額は、放課後児童クラブ運営及び病児保育事業に係る1/3の国庫補助金。

16款1項1目3節児童福祉費負担金、子どものための教育・保育給付費負担金4,051千円の増額は、民間保育所・地域型保育所の運営費に対する県負担金の増額で国庫負担金と同様、補助率の改正及び入所児童数の増による。

16款2項2目3節児童福祉費補助金は2,400千円の増額で、子育て支援事業279千円の増額は、病児保育事業に係る補助基準額の改正、多様な保育推進事業1,145千円の増額は、補助対象である1・2歳児の入所見込みの増、放課後児童対策実施事業40千円の増額は、放課後児童クラブ運営に係る1/3の県補助金、ひとり親家庭放課後児童クラブ利用支援事業313千円の減額は、補助対象者数の減、子ども子育て支援給付費補助金1,249千円の増額は、民間こども園の幼稚園部在籍児童に対する運営費補助金。

18款1項6目1節教育費寄附金300千円の増額は、個人からご寄附をいただいたもの。

19款2項1目13節奨学振興基金繰入金4,256千円の減額は、新型コロナウイルス感染症の影響による、プログラミング教室事業、英語力向上プロジェクト事業の中止及び英語検定受験補助事業の増に伴うもの。

14節学校施設整備基金繰入金49,800千円の減額は、下田中学校再編整備工事の財源である過疎債の増額に伴い基金取り崩しを減額する。

次に歳出予算について説明する。

3款3項3目保育所費1550公立保育所管理運営事業は498千円の減額で、消耗品費37千円の増額は、消火器5本の更新、光熱水費280千円の増額は不足見込み額、役務費7千円の増額は、消火器更新に伴う処分手数料。

4目民間保育所費1600民間保育所事業は、33,220千円の増額で、民間保育所給食費補助金122千円の増額は、入所児童数の増及び算定替えによるもの。

多様な保育推進事業補助金2,044千円の増額は、補助対象である1・2歳児の入所児童数増によるもの。

保育所運営費31,054千円の増額は、途中入所児童数の増によるもの。

5目認定こども園費1670認定こども園管理運営事業は385千円の増額で、消耗品費76千円の増額は、消火器11本の更新、光熱水費300千円の増額は不足見込み額、役務費13千円の増額は、消火器更新に伴う処分手数料、備品購入費261千円の増額は、ネットワークハードディスクの更新及びデスクトップパソコン1台を購入する。

3款3項6目放課後児童対策費1452放課後児童対策事業は120千円の増額で、修繕料の不足見込み額。

9目子育て支援費1749子ども子育て支援事業は病児保育事業補助837千円の増額で、国県の補助基準額改正によるもの。

9款1項2目事務局費6010教育委員会事務局総務事務は、423千円の減額で、使用料及び賃借料363千円の減額は、観劇事業の中止による車借り上げ料の減額。

3目奨学振興費6020奨学振興事業は、5,856千円の減額で、謝礼700千円、プログラミング教育業務委託3,300千円、車借上料960千円の減額は、新型コロナウイルス

ルス感染症の影響による、プログラミング教室開催中止に伴うもの。

負担金補助及び交付金は1,760千円の減額で、新型コロナウイルス感染症の影響によるニューポート市中学生派遣事業及び英語力向上プロジェクト事業の中止、英語検定受験者の増による補助金の増額。

2項1目小学校管理費 6050 小学校管理事業は742千円の増額で、消耗品費、142千円の増額は各学校からの要望額、光熱水費 600千円の増額は不足見込み額。

3項1目中学校管理費 6150 中学校管理事業は227千円の増額で、消耗品費 55千円の増額は各学校からの要望額、光熱水費 1,720千円の増額は不足見込み額。

6196 中学校再編整備事業は、12,308千円の増額で、消耗品費 1,500千円の増額は、新設部活動の消耗品、燃料費 65千円の増額は、3中学校からの備品等の運搬に係るレンタカーの燃料費、修繕料 5,000千円の増額は、体育器具庫の屋根、外壁、出入り口サッシ等の改修。

通学路防犯カメラ設置工事 583千円の増額は、防犯対策として、敷根1号線清掃センター入り口付近に防犯カメラ1基を設置する。

管理用備品 4,600千円の増額は、生徒用の机椅子、体育館用パイプ椅子、バッティングゲージ等を購入する。

4項1目幼稚園費 6250 幼稚園管理事業は、70千円の増額で、消耗品費 25千円は、消火器4本の更新、光熱水費 40千円は不足見込み額、役務費 5千円は、消火器更新に伴う処分手数料。

生涯学習課長 生涯学習課分について説明する。

9款6項1目保健体育費 6700 保健体育総務事務 900千円の増額は、修繕料で、下田中学校のグラウンド改修に伴い、屋外照明の配光調整等を行う。

教育長 質疑等いかがか。

天野委員 通学路防犯カメラ設置工事について、カメラの映像は中学校の職員室等で確認できるものなのか、データを後で確認するものなのか。

学校教育課長 ライブ映像を確認するものではなく、何か起きた場合に確認する方式のカメラを設置する。

教育長 それでは、議第44号市議会の議決を経るべき議案の原案の決定について（令和3年度下田市一般会計補正予算（第11号）教育委員会は、原案のとおり承認するものとする。

(5) 議第 45 号 下田市立中学校部活動設置要綱の制定について

教育長 議第 45 号下田市立中学校部活動指導員設置要綱の制定について、事務局の説明をお願いする。

学校教育係長 下田市立中学校部活動指導員要綱を別紙のとおり制定することについて、教育委員会の承認を求める。

提案理由には、下田市立中学校に部活動指導員を配置するため。

部活動指導員は、中学校、高等学校等において、校長の監督を受け、部活動の技術指導や大会への引率等を行うことを職務とするもので、平成 29 年に校教育法施行規則に規定された。

部活動指導員を配置するにあたって、学校設置者は、身分、任用、職務、勤務形態等必要な事項を定めた規則等を定めなければならないことから、今定例会に要綱を提出したもの。

要綱の内容について説明する。

第 1 条は設置を規定したもので、下田市立中学校における部活動の適正な運営及び教員の負担軽減を図るため、部活動指導員を置くものとした。

第 2 条は指導員の身分を規定したもので、指導員は地方公務員法に規定する会計年度任用職員とし、学校職員として、中学校の部活動の顧問を担当するものとした。

第 3 条は任用を規定したもので、指導員は、中学校の学校長が推薦する者で、公益財団法人日本スポーツ協会等公認の指導者資格等を有する者、中学校の部活動、又は地域スポーツ、文化活動の指導経験がある者、教職員免許法に規定する免許状を有する者、その他教育委員会が認める者、に該当するもののうちから、適格性を有するものを任用ができることとした。

第 4 条は指導員の職務について、技術指導並びに安全及び障害予防に関する知識及び技能指導、学校外での活動（大会、練習等の引率）、学校長が認めるもの等、第 9 号までの職務を規定した。

特に大会、練習等の引率については、今までのコーチ等の外部指導者では、不可とされていたものが指導員に任用することで可能となった。

第 5 条は指導員の服務について、遵守事項として、学校長の職務上の命令に従うこと、守秘義務等、第 5 号まで規定した。

第 6 条は指導員の勤務日及び勤務時間について、部活動ガイドラインに基づき学校長が定める旨を規定した。

第 7 条は、指導員の報酬及び費用弁償については、下田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の定めるところによる旨を規定しているが、具体的には時間給 1,600 円程度を想定している。

第 8 条は、指導員の解職について故意又は重大な過失により、市に損害を与えた場合等は解職することができる旨を規定した。

第 9 条は、指導員の公務災害の保障、第 10 条は、指導員の損害賠償、第 10 条は、その他として指導員に関する必要な事項は別に定める旨を規定した。

附則については、この要綱は公示の日から施行するとした。

今定例会で、承認いただけた場合には、今年度から本要綱が適用されることとなるが、来年度に報酬等の予算を計上し、部活動指導員を配置する予定である。

教育長 事務局から説明があったが、質疑等いかがか。

田中委員 具体的に来年何人の方が指導員として勤務されるのか、また、サーフィン部については以前から聞いているが、他の部活動でも経験が無く顧問として指導している教職員もいる中で、そのような教職員から要望があった場合や、校長が必要と認めた場合にも部活動指導員を任用するのか伺いたい。

学校教育係長 来年度からサーフィン部顧問として指導員1人の任用を想定している。

教育長 質問の後半部分については、非常に難しい問題で、現在も部活動の顧問の先生の中には、自分が経験したことのない部活動の顧問となっている人もおり、新たに設置するサーフィン部については、専門の部活動指導員を配置する想定でいる。

第1条設置に規定されているとおり、この要綱は、部活動の適正な運営と部活動に係る教員の負担軽減を目的としている。

部活動は教育課程に入っていないため、教職員は、部活動顧問を拒否することも可能で、本来であればそのような要望を校長は受け入れることもできる。

国では働き方改革の中で、特に部活動の時間が非常に先生方の時間を縛っているといったことから、まずは休日の部活動を地域に移行しようということで進めているが、現実的には市内において、地域に部活動をお願いすることは、まだ時間がかかるのではないかと感じている。

部活動指導員としての適任者等の問題もあり、教職員、学校長からの要望に対してすぐに対応することは難しいと思われるが、下田市としては、可能な部分から取り組んでいくので、ご理解をお願いしたい。

田中委員 来年度はサーフィン部のみということで理解した。

また、文科省のパンフレット等を拝見したが、そのような方向に向けて、今後努力していくということで承知した。

西堀委員 第3条第4項について、1項から第3項までは、色々なスポーツ協会だとか、指導者資格を持つものというような規定となっているが、第4項のその他教育委員会が認めるものとの規定であるが、具体的にはどのようなものが対象となるのか。

教育長 例えば、指導者として資質能力はあるけれども、無資格の方や指導経験のない方なども考えられる。そういった方に対しても部活動指導員としてお願いできるようにするため、この第4項を規定している。

田中委員 優秀な選手であって、皆が認めるといった方に指導者に就任してもらえるということも想定し、第4項を規定しているのではないのか。

教育長 第1項で資格、第2項で部活動の指導経験、第3項で教員免許所持と、田中委員が言われたように、例えばトップアスリートとしてやってきたが、資格が無く、指導経験も無いが、好人物で、上手に子どもたちを指導していただけるということが、教育委員会で合意した後、指導員として、お願いすることができるかと認識していただければと考えている。

西堀委員 野球などでは名選手は名監督にはならないというような原則もよく聞くが。

教育長 どのような指導を求めるのかといった部分もあると思う。
ただ強くすることだけを目的にすること、あるいは楽しくやりたいという子どもに対し指導すること、どちらの指導者が優秀なのかを判断するのは非常に難しい。
第4項を削除し、第1項から第3項までとってしまうと、資格要件に適合しない場合は、指導員としての任用は不可能となってしまう。

田中委員 部活動というのは運動部以外に文化部もあり、そういったことを踏まえるとやはりこの第4項は必要と思う。

西堀委員 例えば教育委員会が講習を受講するように指導することは可能なのか。

教育長 指導員に対して、教育委員会は講習を受けるよう指導することは可能である。
例えば、指導者資格を取るよう促すことも十分に考えられる。
来年度が初年度で、様々な問題も出てくると思われるが、この要綱に基づき進めさせていただきたい。
当然、改善しなければならぬ問題が出てきた場合には、その都度見直しをさせていただく。
この要綱に従って、指導員をお願いすることでよろしいか。

全委員 異議なし。

教育長 議第45号下田市立中学校部活動指導員設置要綱の制定については、原案のとおり承認するものとする。

6 協議報告事項

教育長 次に協議報告事項について、事務局の説明をお願いします。

学校教育係長 下田中学校のジャージ、体操服の校名のロゴデザイン4点が掲載された資料を配布した。

前回の定例会においても話題となったが、静岡大学教育学部伊藤教授の研究室と大賀茂小学校鈴木校長等で協議し、新中学校の体操服、ジャージの校名のデザインを検討している。

ジャージ、体操服のバックプリントそれぞれ1点に絞ることとしている。

封筒のデザインについては、配布資料のとおり決定しており、ジャージ、体操服についても封筒のデザインと統一させたデザインとすることで、検討している。

詳細は決定次第報告する。

田中委員 デザインの決定の過程において子ども達の希望も取るのか。

教育長 希望を取ることは考えていない。
希望は取った方が良いという意見もあるが取らないということではいかがか。

田中委員 希望を取った方がすっきりする。
子供たちが愛着を持ってジャージ等を着ることができる。

教育長 例えば「S J H」シモダジュニアハイスクールの略であるが、このような文字になるとどこの学校か分かりにくい。

「SHIMODA」の標記のデザインもあり、漢字で「下田」が一番分かりやすいと思っているが、漢字のデザインは候補となっていない。

やはり、地区外に出たりする場合は、名前が入った方が、下田の子どもと分かりやすい。

田中委員 先生方からは子ども達の希望を取りたいという意見は無かったのか。

教育長 そのような意見は出ていない。
大人の感覚では、後ろから見たときに、下田の子どもだと分かるデザインが良いのではないかと思う。
現在のところ、ジャージと体操服は統一したデザインで検討しているということで最終決定次第報告させていただく。

天野委員 プリントしたジャージ、体操服が販売されるのは来年からなのか。

学校教育係長 対象は、来年4月に入学する新中学校1年生からで、現在の中学校1年・2年生については現在のジャージ、体操服を使用する。

教育長 現在の1、2年生のジャージには校名ロゴは付かないのか。

- 学校教育係長 現在使用中のものにプリントはできない。
ワッペンみたいなものであれば、後でも取り付けは可能であるが、ジャージ、体操服の場合は生地直接印刷することとなる。
- 教育長 新たに購入したい場合は、プリントされたものを購入することとなるのか。
- 学校教育係長 今後はプリントされたものが標準となる。
- 教育長 体操服については、汚れたり、小さくなったり何枚か購入する中で、新デザインのものとなる可能性があるが、ジャージは概ね3年間使用するであろう。
デザインについては、決定次第報告させていただく。
封筒についてはこのデザインで決定する。
その他名刺等も伊藤先生から許可をいただき、様々なデザインを使用することが可能となっている。
協議報告事項についてはよろしいか。
- 全委員 特になし。

7 その他

教育委員会 12 月定例会を 12 月 24 日（金）14 時 00 分から下田市立中央公民館大会議室で開催。

8 閉会

11 月定例会 11 月 26 日（火）13 時 30 分開会。

教育長 15 時 04 分に閉会を宣す。

会議録署名人